

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松野町長 坂 本 浩

市町村名 (市町村コード)	松野町 (384844)
地域名 (地域内農業集落名)	吉野生地区 (上在、町組、豊盛、西組、梁瀬、葛川、鳥居、鈴井、真土、谷口、延行、奥内 下組、本村、中組、上組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・吉野集落では、町外法人が中間管理事業を活用して集積している農地があるが、1枚の圃場面積が小さいため、機械の大型化が難しく作業効率が上がらない。今後新たな集積をするには基盤整備が望まれる。
- ・蕨生集落では、奥内地区が重要文化的景観選定地域となっており、水稻農業を維持しながら、棚田などの景観を守っているが、圃場面積が小さく、形状も不定形なことから管理に苦労している。
- ・奥野川集落では、高齢化、後継者不足が深刻で、機械化や労力が必要な水稻への取組が困難になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を中心に特産作物である果樹や野菜の作付もされている。また、一部で高収益作物としてキウイ花粉の栽培が行われている。
- ・重要文化的景観選定地域である蕨生集落の奥内は、文化的景観の存続活動と連動させながら、先進事例の研究や棚田米の販売を通じて、地域の魅力を発信するとともに水稻農業を継続する。
- ・農地については圃場整備された農地を中心に、認定農業者等の中心的な担い手に集積していくが、地域内でまとまった農地が遊休農地化する場合などは、地域内外の法人等への集積を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	168 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	168 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・地域の農地利用は中心的な経営体である認定農業者が中心となって担うほか、入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
- ・特定の地域で、広範囲に担い手が不足する事態になれば、区域内外の法人による集団化を検討する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・積極的に活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・吉野集落において、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地中間管理事業を活用した農地の大区画化・汎用化等の基盤整備への取組を検討する。
・町の農業農村整備事業や中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等も活用し、農業施設の維持管理、長寿命化に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・既存の担い手に農地を集積・集約化しながら、農地を守り、地域内の新たな担い手を確保・育成していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

自身の農地はそれぞれが耕作及び維持管理を担うが、それが難しい場合には、農作業受託事業連絡協議会、(株)松野町農林公社のアグリレスキュー事業等を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①⑦地区内の大部分の集落で、中山間地域等直接支払制度を活用し農地維持等に取り組んでいるが、さらなる附帯施設の整備や有害鳥獣対策に活用することで担い手を支援する。
⑤果樹農業の産地維持及び振興のため、県、国等の事業を積極的に活用していく。
⑩奥内の棚田で生産される「奥内棚田米」など農産物のブランド化を推進する。